

「栃尾高校いじめ防止基本方針」 および実践するための行動計画

新潟県立栃尾高等学校

目 次

はじめに	．．．．．	1
I 栃尾高校いじめ防止基本方針	．．．．．	1
1 定義	．．．．．	1
2 組織的な対応に向けて	．．．．．	2
3 未然防止に向けて	．．．．．	2
4 早期発見に向けて	．．．．．	2
5 解決に向けて	．．．．．	3
II 実践するための行動計画	．．．．．	4
1 いじめ対策推進委員会の組織	．．．．．	4
2 未然防止に向けて	．．．．．	4
3 早期発見に向けて	．．．．．	5
4 解決に向けて	．．．．．	5、6
5 再発防止に向けて	．．．．．	7
6 重大事態への対応	．．．．．	7

はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

国民的な課題として、社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制を整備することから、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年 10 月 11 日には、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が定められた。

県では、新潟県いじめ防止基本方針が平成 30 年 2 月（令和 3 年 7 月改定）に示された。令和 2 年 12 月には「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行され、いじめ類似行為が定義された。

本校では全教職員が、いじめの定義、いじめ類似行為の定義を理解し、「いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない」学校づくりに組織をあげて取り組む。

いじめを認知した際には組織的に適切な対応を徹底する。特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、連携して対応する。

栃尾高校いじめ防止基本方針（以下、本基本方針）と実践するための行動計画（以下、本計画）」をあわせて定め、教職員は本計画に基づいて本基本方針の実践に努めていく。なお、令和 8 年 6 月の本基本方針等の改正は、生徒指導の基本書である『生徒指導提要』（文部科学省）の令和 4 年 12 月改訂版で示された重層的支援構造による生徒指導を踏まえたものである。

I 栃尾高校いじめ防止基本方針

1 定義

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第 2 条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等に関する条例第 2 条 2 項より）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

○重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第 28 条より）

- 一． いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二． いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 組織的な対応に向けて

- ・いじめ対策推進委員会を組織し、いじめ対策推進教員を中心として、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応する。
- ・いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

3 未然防止に向けて

(1) 「発達支持的生徒指導」の観点から

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を実践する。

- ・生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして、いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない力を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう、指導を実践する。
- ・生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組むことができるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・教科やホームルーム活動、学校行事をとおして規則やルールを守ることの重要性を伝え、規範意識の醸成をはかる。また、生徒・教職員ともに市民社会のルールを尊重し、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す。

(2) 「課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）」の観点から

- ・ホームルーム活動や生徒会活動において、より良い学校生活を築くために、生徒が自主的に問題を見だし、協力して課題解決していく自発的な活動をとおして、円滑な人間関係の形成や公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を育成する。
- ・インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ・生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や、「わかる授業」への取組を充実させる。

4 早期発見に向けて

「課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）」の観点から、次のとおりいじめの早期発見に努める。

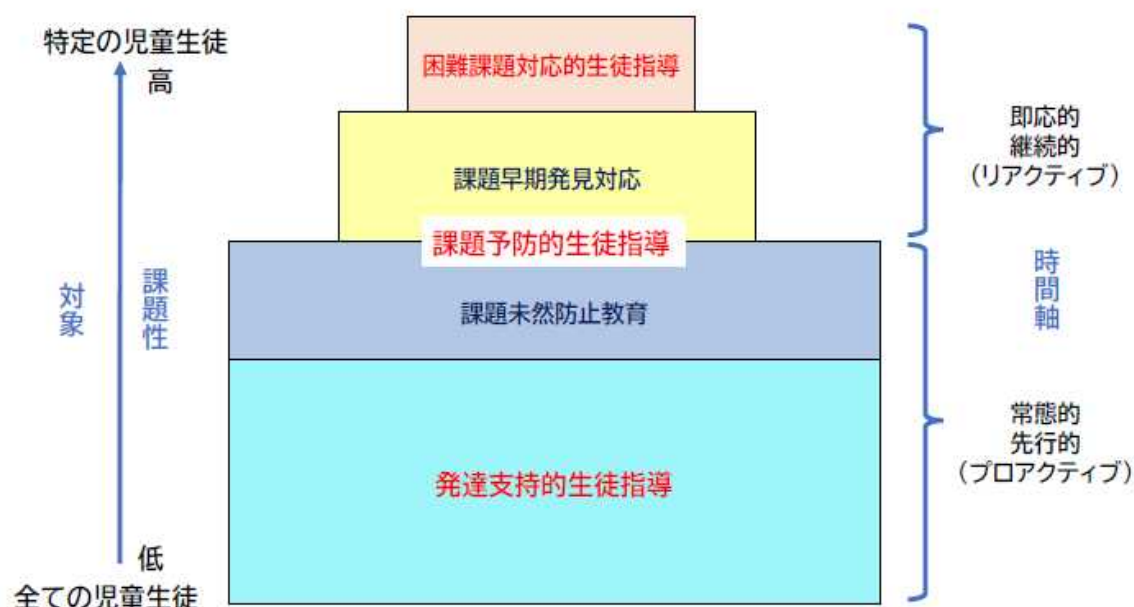
- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識する。
- ・アンケート調査や教育相談等の実施により、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- ・SNS を介したインターネット上のトラブルが増えていることから、教職員がインターネット問題を理解し、生徒の利用実態を把握できるように、職員研修等を通じて理解を深める。
- ・いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応する。
- ・いじめの発生または疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が問題を抱え込むことなく組織的に対応する。
- ・日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整える。

- ・日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努める。
- ・生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

5 解決に向けて

「困難課題対応的生徒指導」の観点から、いじめを重大事態化させないように、組織的に情報を共有し、いじめの解消に向けて組織的な指導・援助を行う。

- ・いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的かつ継続的に対応する。
- ・いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、丁寧に指導する。
- ・生徒指導、教育相談、特別支援教育のそれぞれの分野の垣根を越えて、当該生徒に必要な支援体制を構築する。
- ・当該生徒の保護者に対して速やかに連絡するとともに説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力してその解決に向けて取り組めるようにする。
- ・生徒には、いじめについて自分の問題として捉えさせ、絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- ・いじめ事案を生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組む。解決した後も、双方の生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。
- ・生徒の安全・安心を確保する目的で、場合によっては家庭への連絡の前に医療機関、警察署、児童相談所等の外部機関に対し情報提供をする。
- ・事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処する。



生徒指導の重層的支援構造（「生徒指導提要」文部科学省より）

Ⅱ 実践するための行動計画

1 「いじめ対策推進委員会」の組織

委員・・・校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各年次担当者
養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて教員や外部の専門家等を加える。

2 未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- ・毎年、学校いじめ対策推進計画を立案し、組織や研修、教育活動に関わる具体的な取組について、本基本方針とあわせて年度始に校内すべての教職員と共有する。
- ・すべての教職員を対象とした職員研修を年3回実施する。
- ・いじめ対策推進委員会を定期的開催し、学校いじめ対策推進計画の進捗状況やいじめ事案への対応状況について協議する。協議内容を校内すべての教職員へ周知し、学校全体での取組の改善へ繋げる。
- ・学校のいじめ問題への取組に関しての評価を年1回以上実施し、評価結果に基づいた改善を図る。
- ・各年次や特別支援教育推進委員会との定期的な連携を図り、必要に応じて要配慮生徒への支援方法の検討をする。

(2) 学級づくり及び学習指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに支え合う学級を目指す。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「生徒一人一人の実態に配慮した授業」を目指す。
- ・学級づくりの指導案として、県教育委員会や専門機関が作成する資料等を積極的に活用して、生徒と教職員の緊密な信頼関係を基盤とした望ましい学級経営、授業実践を目指す。
- ・授業改善による「わかる授業」の重要性をすべての授業者が認識し、教科横断的な視点や外部人材を活用した授業見直しの機会を設ける。

(3) 人権教育の充実

- ・人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ・「SOSの出し方に関する授業」の実施により、生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学び、自己理解や他者理解を促進する。

(4) 保護者・地域との連携

- ・保護者面談や日常的な連絡等を通じて、生徒情報を共有することで信頼関係を深めながら、とくに連携が必要な場面では速やかな情報共有に努める。
- ・学校ホームページ等を通じて保護者・地域に対して「学校いじめ防止基本方針」「実践するための行動計画」を周知する。

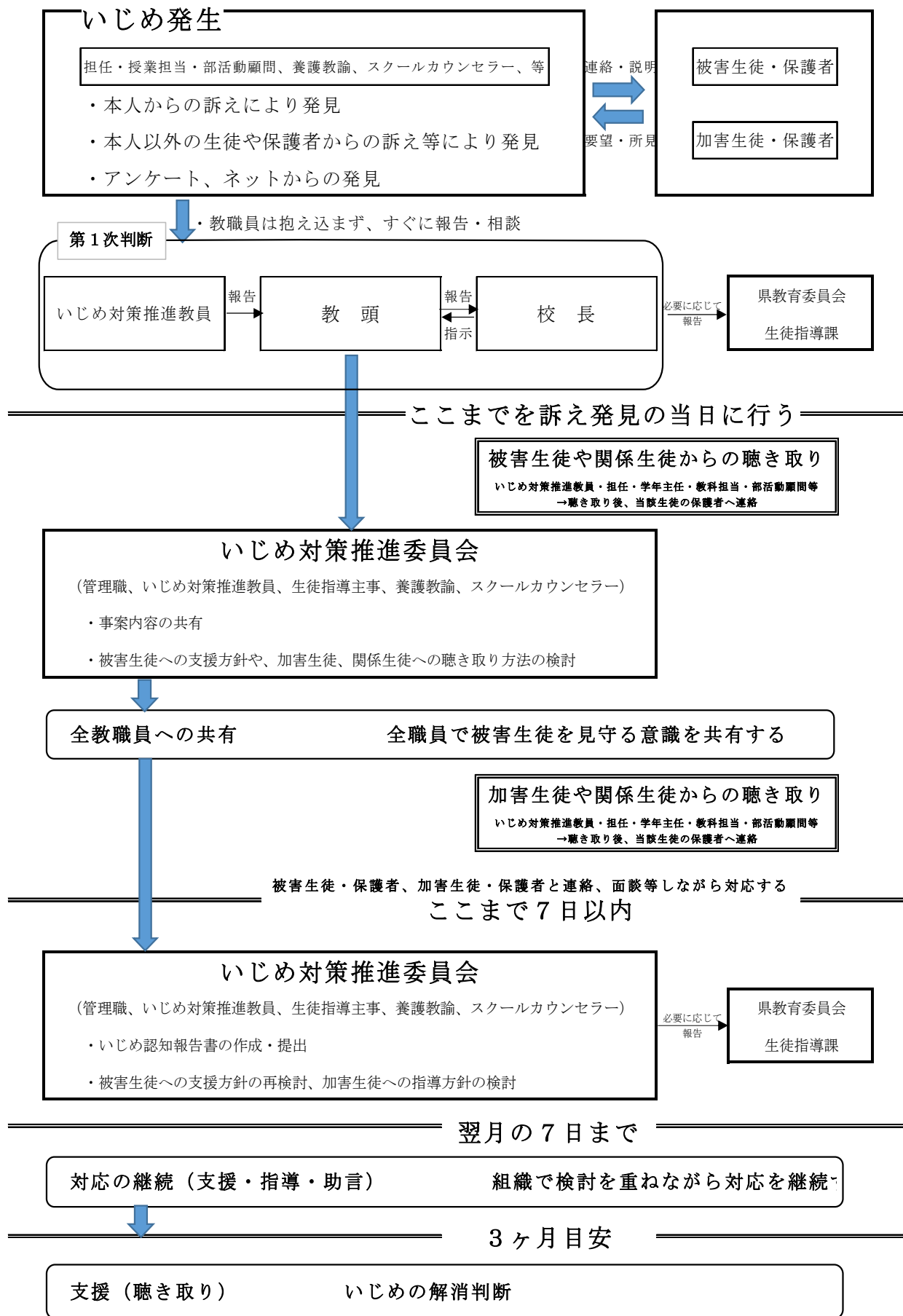
3 早期発見に向けて

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートを年間3回実施する。
- ・ 生徒対象の定期面談を年2回以上実施し、この他にも生徒実態に応じて定期的にとられない面談、相談者を限定しない相談等を適宜、丁寧を実施する。
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの他に、「心の健康観察」等の定期実施により生徒の変化をいち早く見取り、早期対応により教育相談等へ繋げる。
- ・ 日頃から生徒をよく観察し、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知するようにする。
- ・ 各年次で、気になる生徒の情報を共有し状況の把握に努めるとともに、いじめ対策推進委員会とも連携する。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、幅広い対応ができるようにする。
- ・ 生徒・保護者に、いじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 解決に向けて

(1) 対応の基本的な流れ

- ・ 生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を、いじめ対策推進委員会を中心にして、対応の基本的な流れ（以下のフロー図）で講ずるとともに、その結果を学校の設置者に報告する。
- ・ いじめ事案の内容や対応状況等について、特別な配慮を要する場合を除き、速やかにすべての教職員と共有する。
- ・ 県教育委員会作成の記録用紙等を用いて、事案内容や生徒・保護者への支援のあり方等を書き記す。
- ・ 対応の基本的な流れを原則とするが、事案に応じて臨機応変な対応を事案ごとに検討する。



(2) インターネットに関するいじめへの対応

- ・違法投稿（著作権法違反、性的姿態撮影等処罰法違反等）など法律に抵触する疑いのある事案は、速やかに警察等の関係機関と連絡を取り、加害、被害を問わず、生徒を違法状態から救い出すことを優先する。
- ・誹謗中傷、悪質な投稿については関係機関等と連絡を取りながら対応する。

5 再発防止に向けて

いじめの解消やその後の指導

- ・「いじめに係る行為が相当の期間（3ヶ月を目安）継続して止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を生徒本人及び保護者に面談等で確認する。
- ・継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。

6 重大事態への対応

- ・県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・県教育委員会と連携し、必要に応じて弁護士、医師などの専門家の協力を仰ぐ。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ・被害生徒や保護者及び加害生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係や経過について、適時・適切な方法により、丁寧にその説明に努める。
- ・当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて保護者説明会等により、全保護者に適時・適切に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ・いじめ対策推進委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策を検討し、学校組織を挙げて着実に実践する。

平成27年2月	制定
平成29年2月	改正
平成31年2月	改正
平成31年4月	改正
令和2年4月	改正
令和3年9月	改正
令和3年12月	一部改正
令和8年6月	改正